

神奈川施保連ニュース VOL. 60



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 同上 広報部会 HP: <http://w01.tpl.jp/~a368318200/>
発行所 同上 事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL & FAX 045-751-1010

神奈川施保連学習会

『成年後見と相続・遺言』

講師 櫻行政書士事務所
櫻井 正明氏

神奈川施保連学習会がやまゆり知的障害児者生活サポート協会と共催で横浜市福祉センター8階会議室で開催された。講演内容は成年後見の実態に即した相続と遺言に焦点を当てた講演でした。

講演概要

行政書士は「行政庁に提出する各種書類を作成すること」が主な仕事である。

これまで8年間、主に相続や遺言作成をお手伝いし、現在14件の成年後見人(内6件が知的障害者)を受け持っている。

『親亡き後の相続のためには後見人制度の利用が必要だし、相続をスムーズに行うには公正証書遺言が重要』というのが講



演の主旨であった。

成年後見制度の利用

(1) 成年後見制度とは、認知症や知的障がいなどで、日常生活における様々なことへの適切な判断(判断能力)をすることの難しい方々を支えるための制度。

★もつぱら、本人の権利(本人のためになるか)を擁護するための制度★

(2)、後見人のなり手としては、2〜3年前までは親族が多かったが、平成25年統計では、約42%強が親族で第三者後見が約58%になっており第三者後見が多くなっている。

(3) 申立ての動機は預貯金等の管理・解約が約42%で最多である。

(4) 成年後見人の選定には半年程度かかり、費用は基本的に申立者が負担する。

家庭裁判所(1万円以内)とその他実費(診断書、戸籍等の手数料2万円前後)は必須。鑑定費用(5〜10万円)は最近はやや必要のないケースが多い。専門家に申立を依頼すれば15万円前後が必要(ケースにより差異あり)。

(5) 成年後見人の役割は、家庭裁判所の監督のもと、財産管理(通帳や重要な書類を預かり、出納を行うなど経済的な管理)と身上監護(各種福祉サービスの契約や、更新など本人の健康や生活に関すること)。

*医療同意、介護行為、身元引受などはできない。

(6) 成年後見人をたてる意味は、①本人の権利(生活上、経済上)を守る。

②お金や契約の管理について関係者が増えて明確になる。

③本人を取り巻く関係者と協力しながら本人を見守る。

④相続などの手続きを本人の代理として行うことができる。

(7) 成年後見人の報酬は裁判所が収入や財産に応じて決定し、本人の財産から支出。

月額2万円が基本だが、本人の財産(現金資産)1,000万円以上)によっては3〜6万円がひ

とつの安である。

*自治体によっては、成年後見人の報酬を助成する制度もある。

*財産の少ない人の成年後見人は、本人の権利を擁護するための仕事が多い。

(8) 成年後見人制度は、親が元気づううちに利用を始めるとうまい。

(9) その他

①横浜家庭裁判所は複数後見人については、あまり積極的ではないようである。

②「最後は生活保護で良い」との考えもあるが、やはり本人の受け止め方が違う。

遺言の重要性

(1) 遺言には、自分で書く遺言(全文自筆、名前、作成日、押印)と公正証書遺言の2種類があるが、公正証書遺言がお勧め。

(2) 遺言には自分名義の財産についてのみ書ける。(夫婦で同じ紙には書けない)

(3) 公正証書遺言とは

① 公正証役場で「公正証書」にする遺言。

② 自分で書く遺言に比べて様々な意味において確実で安心。

③ 原本を公正証役場で保管するので紛失改ざんの心配がない。

④相続手続時に比較的手間が少
ない。

⑤費用（財産の額と遺言の内容
により数万円の差異はあるが、
公証役場への手続きに7万円程
度、行政書士に依頼すると15万
円前後が加算）がかかる。

⑥遺言作成時に証人2名の立会
が必要となる。

さらに、遺言執行者（相続人
の代理となつて相続財産を管理
し、解約や名義変更などの様々
な手続きを行う）を指定する。

*成年後見人（本人が生きてい
る間のお手伝い）と遺言執行者
（遺言に書かれていることだけ
を手続き）は異なる。

(4)遺言は「お金があるから遺す
もの」ではなく、「想いがある
から遺すもの」で、相続の手続
きを円滑にする。

遺言がないと、財産の分配に
相続人全員の同意が必要となる。
また、相続人に適切な判断が
できない者がいると、成年後見
制度への手続きが発生する。

公正証書遺言があれば、相続
人同士で遺産分割の話し合いを
する必要がない。

(5)遺言も、元気なうちしか作る
ことができません。
作成する場合は、専門家を上
手に利用し、後世に憂いのない

ようにするべき。

(6)公正証書遺言で遺産を受け取
ることはできるが、そのお金を
有効に管理するために成年後見
制度の利用が不可欠となる。

その他

(1)兄弟姉妹等に成年後見人を託
す場合は、その負担が重いこと
を十分認識してもらつて進める
必要がある。

本人とともに年をとるとい
点もある。

(2)施設に入っていれば成年後見
人は必要ないという認識は間違
いであり、施設は入所者の財産
や契約の管理までは行えない。

成年後見人は施設と共に本人
がより良く生きていくためのお
手伝いをするもの。

質疑応答

Q1…家庭裁判所での複数後見
人の指定は可能か？また、引き
継ぐタイミングは？

A…正当な理由があれば別だが、
通常は意味がなく認めないケー
スが多い。また、後見人を任意
にやめることはできない。

タイミングの正解はなく、自
分で決めるしかない。

利を優先するので、遺言があつ
ても遺留分の請求はしなければ
ならないのではないかと？

A…本人に遺留分を請求する権
利があるのであれば、後見人と
しては請求するのが基本。

Q4…兄弟に知的障害者がいて
自分が後見人をやっている。

兄は亡くなった。親が亡くなつ
た場合と本人が亡くなった場合
（親なし）の相続人の範囲は？

A…親が亡くなった場合は兄弟
の子や孫とずっと永遠と直系で
続く。

本人が亡くなった場合は甥兄
弟まで、兄弟が亡くなっている
場合は甥姪までが法定相続人、

Q5…複数後見人として息子を
指定し、複数後見人として息子を
指定し、複数後見人として息子を

A…横浜家庭裁判所では、キッ
パリ変わったらどうかと言う返
答が予想される。

Q6…成年後見人は、管理財産
が100万円しかない場合でもつ
ける必要があるか？

A…管理財産が少ない場合でも、
本人に契約能力がない以上、成
年後見制度の利用は必要。

財産が少ない方の方が、成年
後見事務が多いこともある

以上

Q2…公正証書遺言を夫が作つ
ているが、住所なども変わつて
いる。有効か？

A…基本は有効。遺言が複数あ
る場合は、内容が同じ部分は直
近の遺言が有効だが、新しい遺
言と矛盾しない部分に関しては
古い遺言の内容が有効。

Q3…成年後見人はその人の権



文責 施保連広報部

障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川県施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426